

イギリス19世紀後半の Industrial School と 肢体不自由児

— Cripples' Home Industrial School for Girls,
Marylebone Road について —

大阪教育大学 真 城 知 己

I. はじめに

Pritchard (1963)⁽¹¹⁾ によれば, イギリスにおける肢体不自由児への組織的な教育の最初
のものが, 1851年にロンドンの Hill Street (1864年に Marylebone Road に移転) に開
設された女子肢体不自由ホームで行われた実業教育であったとされている。

この女子肢体不自由ホームは移転に伴い1864年2月に実業学校 (Industrial School) と
して改めて認可を受け, 1876年に認可の取り消し申請を行うまで⁽¹⁰⁾, 実業学校として存在し
た。肢体不自由児を対象にして実業教育を行う施設は, その後, 数カ所現れるが, 実業学校
として認可されたのは, この女子肢体不自由ホーム・実業学校のみであった。

一般に, 19世紀後半イギリスの実業学校は, 職業教育を行う機関であったと同時に, 矯正
学校 (Reformatory School) とともに下層階級の子どもの犯罪予防・更正の役割を担っ
ていたことが知られているが, 肢体不自由児を対象にした学校もこうした色彩を強く示した
のであろうか。

本稿の目的は, 19世紀後半に肢体不自由児を対象にした唯一の実業学校である女子肢体不
自由ホーム・実業学校について視学官報告を史料にその特徴を明確にすることである。

作業課題は, まず, 実業学校について概観した後, ①生徒の構成及び治安判事命令による
強制収容措置者の割合, 及び②教育活動の状況について明らかにすることとした。

本研究のイギリス肢体不自由教育史上の意味は, 肢体不自由児を対象にした最初の組織的
な教育が, 単に実業教育のみに終始していたのではなく, 実業学校としての性格を押さえた
実業教育という意図をもって行われたものであったことを明確にすることである。

II. 実業学校 (Industrial School) について

イギリスの実業学校は, 18世紀から存在していたことが知られており, 19世紀初頭におい
ては, スピーナムランド制度による院外救済の費用を貧民児童の保護・教育に当てるならば,
学校に必要な費用以上の生産性があげられるとして, 救貧税増大の防止策と富国策との二面
性を持った存在であったことが指摘されている⁽¹³⁾。しかし, 当時, 救貧税増大の防止という

視点がみられたことからわかるように、実業学校は最下層の子どもを対象としていたこと、また、明確な目標をもっていなかったことからその性格はいまいで、19世紀前半まではラグド・スクール (Ragged School) との区別も明確ではなかった⁽¹²⁾。

これが19世紀半ばに、1857、1861及び1866年の法律によって明確な特徴が付加されるようになる。すなわち、実業学校が対象とする子どもの措置の規定が作られたのである。

実業学校の対象は最下層の家庭の子どもたちに加え、「12歳以下で、牢に入れるほどではないが、なにか別の形で罰を受けなければならないような罪を犯した子どもであって、治安判事 (magistrate) が、矯正学校よりも実業学校に措置することが適当であると判断した⁽³⁾」子どもを対象とすることが規定されたのである。すなわち、19世紀後半の実業学校は、治安判事の強制収容 (detention) 命令により措置された子どもたちを対象に、特に職業に結びつくような内容をもって教育し、再び犯罪に走ることがないようにするための場であったという特徴を持っていたのである。これが国からの補助認定を受ける一つの条件でもあった。

ただし、実際には、すべての子どもが強制収容命令により実業学校に措置されたわけではなかった。次のような理由で強制収容によるのではない場合が存在していたのである。

実業学校の対象が、最下層、すなわち貧困状態にある家庭の子どもであったことはすでに触れたが、こうした家庭では子どもの養育能力に著しく欠けている場合がほとんどであり、また、子どもが将来にわたっても職業を得ることが困難な見通しであるのが通常であったため、子どもたちが徒党を組んで犯罪を繰り返す事態が少なからず生じていた。19世紀後半においては、これへの対応が矯正学校や実業学校に課せられた役割であったのだが、子どもたちはまだ罪を犯していない者でも、犯罪につながるような習慣や影響を受けやすい環境下におかれており、こうした真犯状況への予防的な意味から、実業的な内容の教育を行うという実業学校の特徴を考慮して、強制収容によるのではなく実業学校に通うことが貧民収容 (refuge case) 等の名目で認められていた場合が存在した。

Ⅲ. 視学官報告にみられる Marylebone Road の女子肢体不自由ホーム・実業学校

それでは、冒頭で触れた女子肢体不自由ホーム・実業学校は、どのような特徴を持っていたのであろうか。まず、生徒の構成及び強制収容措置者の割合についてであるが、Table 1 から、同校の入所生徒数は1860年代前半に70名前後、その後1870年代には100名ほどで維持されていたことがわかる。

入所生徒の構成の内訳について、視学官報告によって明確な人数が示されるようになるのは1870年代に入ってからであるが、1871年12月2日の視察の際には、入所生徒125名 (年間平均では100名) のうち、肢体不自由児90名、貧民収容26名、強制収容措置9名であったと

Table 1 Marylebone Roadの女子肢体不自由ホーム・実業学校

報告書(報告年)	調査現在日	治安判事命令による 措置者数(前年末)	治安判事命令による 措置者数(今年末)	平均入所者数	治安判事命令による 新規措置者数	治安判事命令による 退所者数	入所者構成
第5年報(1862)	1861.Dec.31	1	2	66	1	—	不明
第6年報(1863)	1862.Dec.31	2	2	70	—	—	不明
第7年報(1864)	1863.Dec.31	2	2	70	—	—	不明
第8年報(1865)	1864.Dec.31	2	1	70	—	1	ほとんどが肢
—	—	—	—	—	—	—	—
第14年報(1871)	1870.Dec.20	9	8	100	6	7	ほとんどが肢
第15年報(1872)	1871.Dec.2	8	9	100	2	1	肢90; 貧26
第16年報(1873)	1872.Dec.31	9	8	100	3	4	肢72; 貧27
—	—	—	—	—	—	—	—
第19年報(1876)	1875.Dec.31	4	2	100	—	2	肢72; 貧28

1)第4年報までは実業学校に関する報告がないため省略 2)第9-13,17,18年報は欠如 3)肢→肢体不自由児, 貧→貧民収容(refuge case)

報告された⁽⁷⁾。同様に1872年11月2日には、肢体不自由児72名、貧民収容27名、強制収容措置9名⁽⁸⁾、1875年8月27日には、それぞれ72名、28名、2名⁽⁹⁾であった。いずれも入所生徒の7割以上を肢体不自由児が占めていたことがわかる。これ以前の報告では明確な人数は示されていないが、「ここはどちらかというと肢体不自由ホームとして知られている⁽⁴⁾」、「入所生徒のほとんどは身体的な損傷(material injury)を負っている⁽⁵⁾」、「ほとんどが肢体不自由児である⁽⁶⁾」といった一連の記述からも、この実業学校の入所生徒の大半が肢体不自由児で構成されていたことが理解できる。イギリスにおいてこれだけの肢体不自由児がまとまって教育的な処遇を受けたのは、これが最初であり、また、19世紀を通じて最大規模のものであった。これに比較的近い規模で肢体不自由児に教育的な対応を図ったのは、この実業学校の成果をみてつくられた数カ所の実業教育施設のみであった。

この実業学校の肢体不自由児は、その障害の程度が「軽度のものに限定」されていたことが指摘されている⁽¹⁾。この点については、生徒の健康状態が良好で、重い病気にかかった者もないという報告からも推測できるが、貧民収容による生徒に自分で身の回りのことをうまくできない肢体不自由児の世話をさせていたことも報告されていることから、一定の作業能力のあるという意味での「軽度」として理解すべきであろう⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾。また、入所生徒の障害の原因が病気や事故であるとの報告⁽⁵⁾から、ほとんどのものが中枢性の疾患に起因するのではなく、末梢性の身体障害であったことも理解できる。

さて、この実業学校の別の特徴は、治安判事命令による強制収容措置者の数が非常に少ないことである。これを Table 2 に整理した。同校について視学官報告が開始された当初は1,2名、1870年代前半には1割近くに増加したこともあったが、1876年の認可申請の取り下げ時点には再びごくわずかにまで減少した。当時の実業学校全体を見渡してみれば、この実業学校における強制収容措置者の割合がいかに少なかったか理解できよう。Table 1 における治安判事命令による新規の措置者がほとんどいないことからこの傾向は明白である。

強制収容措置者の数が極めて少ないということは、次のような意味を持っている。すなわち、この女子肢体不自由ホーム・実業学校が、治安判事命令によって子どもを受け入れる社

Table 2 強制収容措置者の割合

調査現在日	女子肢体不自由ホーム・実業学校		割合(%)	実業学校全体		割合(%)
	強制収容措置者	平均入所生数		強制収容措置者	全平均入所生数	
1861.Dec.31	2	66	3.0%	499	3,180	15.7%
1862.Dec.31	2	70	2.9%	954	3,942	24.2%
1863.Dec.31	2	70	2.9%	1,435	4,066	35.3%
1864.Dec.31	1	70	1.4%	1,779	4,273	41.6%
—	—	—	—	—	—	—
1870.Dec.31	8	100	8.0%	8,855	11,658	76.0%
1871.Dec.31	9	100	9.0%	10,124	11,569	87.5%
1872.Dec.31	8	100	8.0%	10,905	12,886	84.6%
—	—	—	—	—	—	—
1875.Dec.31	2	100	2.0%	11,776	13,753	85.6%

会更正機関としての役割よりも、職業教育機関としての役割に重点をおいていたということである。この点は、後述する教育活動の状況からも明確となろう。

ただし、実業学校の特徴である適切な生活態度の形成への働きかけを意識していなかったというわけでは

ない。これはこの実業学校では「非行や犯罪につながるような習慣や影響から少女たちを保護するという目的をよく意識して⁽⁴⁾」いると報告されていたことから明らかである。強制収容措置者の引き受けは少なかったものの、実質的な意味でこの側面への働きかけが行われていたのである。それ故に、重点をおいた職業教育の上でも「性格がよくて、上手に編み物ができる女性であれば、仕事を見つけるのに失敗することはほとんどない⁽⁷⁾」との評価を受ける程まで成果をあげることができたとも考えられる。ここでいう「性格がよく」という句が、教育成果によるという意味をもっていることはいうまでもない。

次に、教育活動の状況についてみてみよう。

入所生徒の基礎的学力水準は高く評価されていたが⁽⁵⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾、基礎教育は教育活動の中で明確な位置づけがなかったようであり、視学官からは、能力のある教師の一層の関与と基礎教育をより系統的に行う必要性のあることを指摘され、翌年までに一定の改善をしている⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

実業教育の内容としては、肢体不自由児に対しては、麦わら帽子、麦わらの敷物、編み物製品、女性用帽子 (bonnet)、装飾用小物の作成といったものが取り入れられていた。貧民収容の生徒に対しては、このほかに家事等の指導も行われた。

織機の導入など設備の充実が次第に図られ、これが肢体不自由児に有用であることも報告された⁽⁸⁾。また、設備の充実に伴って、より質の高い製品製作が可能となり、婦人服の仕立てが後に内容として加えられた⁽⁹⁾。

このように実業教育については、積極的に設備投資を行い、内容の充実にも努められていた様子が報告されている。「指導の方法も非常に丁寧である」と視学官の評価は高かった⁽⁸⁾。

IV 小結

本稿では、肢体不自由児を対象として実業教育を行った施設の中で、唯一実業学校としての認可を受けていた Marylebone Road の女子肢体不自由ホーム・実業学校をとりあげ、入所生徒の構成上の特徴や肢体不自由児の障害の程度、教育活動の状況について概括した。

ここでの活動は比較的早い時期から実業教育の面で一定の成果を収めたことから、肢体不

自由児を対象にした実業教育施設が1860年代以降に数カ所設置されるようになる。

そしてこれらの施設が一定の成果をあげたことが、それまでほとんど社会的に顧みられなかった肢体不自由児に対する教育の可能性を強く示唆することにつながったのである。これはケンジントンにあった男子肢体不自由実業教育施設の施設長であった Knipe (1888)⁽²⁾の報告が、肢体不自由児に対する社会的関心を高める働きをしたことで有名なロンドン慈善組織協会の "The Epileptic and Crippled Child and Adult" で再掲されたこと⁽¹⁾が契機となったことが知られている。こうした意味で19世紀後半の実業学校は、イギリス肢体不自由教育史上、重要な役割を果たしたのである。

さて、女子肢体不自由ホーム・実業学校は、はじめにも述べたように、1876年に認可の取り消し申請を行っている。認可の取り消し後も実業教育施設として継続していることから、何らかの別の事情があると考えられるが（例えば、強制収容措置者の受け入れが少ないことへの改善勧告が再三にわたって視学官からされているが改善されないままであることとの関連性の検討など）、この点については今後検討したい。

V. 文献

- (1) Charity Organisation Society (1893): The epileptic and crippled child and adult. Swan Sonnenschein. p.120.
- (2) Knipe (1888): Some difficulties in dealing with cases of cripples. Charity Organisation Review, No.43. July. 296-301.
- (3) Office of Inspector of Reformatories and Industrial Schools (1862): Reformatory and industrial schools of Great Britain, 5th Report. HMSO. p.20. (以下一連の報告書は OIRIS (発行年): Number. 頁. の形式で記載).
- (4) OIRIS (1863): 6th Report. p.61.
- (5) OIRIS (1865): 8th Report. p.68.
- (6) OIRIS (1871): 14th Report. p.119.
- (7) OIRIS (1872): 15th Report. p.124.
- (8) OIRIS (1873): 16th Report. p.127.
- (9) OIRIS (1876): 19th Report. p.144-145.
- (10) OIRIS (1877): 20th Report. p.14.
- (11) Pritchard, D. G. (1963): Education and the handicapped 1760-1960. (岩本憲監訳 (1969): 障害児教育の発達. 黎明書房. p.79-82.)
- (12) 佐伯正一 (1974): 産業革命期の教育問題. 梅根悟監修. 世界教育史研究会編集. 世界教育史大系 7, イギリス教育史 I. p.184-195.
- (13) 佐々木輝雄 (1987): 技術教育の成立. 多摩出版. p.273-274.